

土木部建築設計及び工事監理等委託業務成績評定要領の運用 (建築工事監理委託業務編)

(評定の方法)

第1 評定者は、評定を行おうとする業務（以下「対象業務」という。）について、別添の採点表により評定を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(評価項目)

第2 評価項目及び配点は表－1のとおりとする。

表－1

評価項目		評価の視点	配点	
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認内容 打合わせ資料の内容 十分な技術力	11.36
	管理技術力	迅速性、工程管理能力、調整能力	実施手順、行程計画 実施体制 打合せ内容の理解、記録 内部関係者(業務委託者内)への情報伝達 工程管理	7.30
		品質管理能力	ミス防止の実施	0.51
		弾力性等	当初工程計画の変更	1.28
	コミュニケーション力	説明力、表現力、協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	1.79
	取り組み姿勢・社会性	責任感・積極性	責任感の強さ、積極性	2.88
結果評価	施行計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認	目的の達成度 業務報告書等の的確なとりまとめ ミスの有無	9.88	
加減点計			35.00	

(各評定者への配点)

第3 総括調査員、主任・一般調査員、検査職員の配点比率は次による。

- ① 調査職員と検査職員の比率は0.8 : 0.2とする。
- ② 調査職員のうち総括調査員と主任・一般調査員の比率は0.2 : 0.8とする。

(検査職員及び調査職員の採点)

第4 検査職員及び調査職員の採点は、次によるものとする。

- ① 検査職員は、採点表の検査職員用により採点を行う。
- ② 総括調査員は、採点表の総括調査職員用により採点を行う。総括調査員を任命しない場合は、各分野（建築・電気・機械）のうち主たる分野を担当する主任調査員が代行して採点を行う。
- ③ 各分野（建築・電気・機械）のうち主たる分野を担当する主任調査員は、主任調査員用（管理・統括）により採点を行う。
- ④ 主任調査員又は一般調査員（各分野）は、採点表の主任・一般調査員用（各分野）により採点を行う。

(評定点の算出)

第5 評定点の算出は、採点を行った検査職員又は調査職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- ① 各採点者の採点結果は、評価項目の配点に、評価された数による得点率（-1から+1の5段階）を乗じた値を合計して算出する。
- ② 評定点（減点無し）の算出は、採点者全員の採点結果に配点比率を乗じて合計した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ③ 評定点（減点無し）は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\text{(評定点 (減点無し))} = \sum \left[\text{(各採点者の採点結果)} \times \text{(各採点者の配点比率)} \right] + 65 \text{点 (標準点)}$$

(業務履行中に生じた事由による減点)

第6 対象業務の履行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置がとられた場合は、当該業務の総合点に対して、表-3により15点まで減点することができる。

表-3 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
減点数	5点	10点	15点

(業務完了後に生じた事由による減点)

第7 対象業務において、受注者に起因する契約の違反が発生し、債務の不履行又は債務の不履行と共に損害賠償の請求等の措置を行った場合は、当該業務の総合点に対して、表-4により20点まで遡って減点することができる。

表-4 債務の不履行又は損害賠償の請求等の措置を行った場合の減点基準

区 分	履行請求又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 履行請求又は損害賠償の実施
減 点 数	10点	20点

(評定の修正)

第8 土木部建築設計及び工事監理等委託業務成績評定要領の第8に定める評定を修正する必要があると認められる場合とは、次の場合とする。

- ① 第7の減点を行った場合
- ② 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、委託業務担当課長が評定の修正を行う必要があると判断した場合

附 則

この運用は、平成24年8月1日から適用する。